

令和元年度4月～9月分目黒区私立幼稚園等保育料補助金・就園奨励費補助金説明書

1 支給対象

次の(1)、(2)の要件を満たす幼児の保護者のうち、

保育料補助金→幼児を、私立幼稚園、幼稚園類似施設又は私立の幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園若しくは幼保連携型認定こども園に短時間利用として通園させ、かつ保育料等を納入した方

就園奨励費補助金→幼児を、私立幼稚園のうち子ども・子育て支援新制度に移行していない園及び幼稚園類似施設に通園させ、かつ保育料等を納入した方

(1) 住所要件

平成31年4月1日以降、目黒区に住民登録がある、又はあった幼児(外国籍の方で住民登録が免除されている場合は、公的機関が発行する住居証書等をもって住所の確認に代えることができます)

(2) 年齢要件

年長組 5歳児 平成25年4月2日～平成26年4月1日生

年中組 4歳児 平成26年4月2日～平成27年4月1日生

年少組 3歳児 平成27年4月2日～平成28年4月1日生

満3歳児 平成28年4月2日～平成29年4月1日生(満3歳児が認可された園に限る。)

2 補助金額(令和元年度4月～9月分)

裏面の別表「補助金額一覧」をご参照ください。

3 申請手続き

手続きは、在園している幼稚園を通して行います。「私立幼稚園等園児の保護者に対する補助金、無償化事業給付金申請書(令和元年度)」等を封筒(申請書と一緒に配付しています)に入れて、幼稚園にご提出ください。

4 申請書に添付する書類

(1) 平成31年度、目黒区で住民税が課税されていない方は、次のいずれかの書類を添付してください。

ア 同一世帯で収入がある方全員の平成31年度住民税課税証明書(扶養状況の記載があるもの)

平成31年1月1日における住民登録地の市区町村で発行されます。

イ 同一世帯で収入がある方全員の平成30年分(平成30年1月1日～平成30年12月31日)の収入証明書

海外での収入があった方や住民登録が免除されている外国籍の方は、会社等から支払金額の証明を取得してください。

※外国籍の方で住民登録が免除されている場合は、公的機関が発行する居住の証明書も必要です。

**未申告等により住民税課税(非課税)決定がされていない方は、補助金の支給を受けることができません。
必ず申告をしてから申請してください。**

(2) 園児と同居していない園児の兄・姉がいる場合や、ひとり親世帯等に該当する場合には、戸籍謄本等の添付書類が必要です。詳細は、「私立幼稚園等園児の保護者に対する補助金申請書、無償化事業給付金申請書(令和元年度)」の裏面をご確認ください。

5 申請期限

区への申請書の最終提出期限は、令和2年2月28日(必着)です。期限を過ぎますと補助金を受けられない場合がありますのでご注意ください。

6 補助金支給

4月～9月分は10月下旬、10月～3月分は3月下旬に、申請書に指定された口座(申請者名義の口座)へ振り込む予定です。

7 その他

保護者の方の結婚、離婚及び死亡等により世帯の状況が変わる場合には、補助金額が変更となることがありますので、担当あてご連絡ください。

(裏面につづく)

別表 補助金額一覧

区分	算定基準 (住宅ローン控除及び寄付金控除を除く)		保育料補助金(月額)		就園奨励費補助金(半年額)		
			4月～9月		4月～9月		
			第1子	第2子以降	第1子	第2子	第3子以降
第1階層	生活保護世帯		16,200	16,200	154,000	154,000	154,000
第2階層	区民税非課税世帯	ひとり親世帯等	16,200	16,200	154,000	154,000	154,000
	区民税均等割のみ課税世帯	ひとり親世帯等以外の世帯	16,200	16,200	136,000	154,000	154,000
第3階層	区民税所得割課税額が77,100円以下の世帯	ひとり親世帯等	16,200	16,200	136,000	154,000	154,000
		ひとり親世帯等以外の世帯	14,500	16,200	93,600	123,500	154,000
第4階層	区民税所得割課税額が211,200円以下の世帯		13,500	15,600	31,100	92,500	154,000
第5階層	区民税所得割課税額が256,300円以下の世帯		12,400	15,000	対象になりません。	77,000	154,000
第6階層	区民税所得割課税額が256,300円を超える世帯		10,000	10,000		77,000	154,000

○第2子、第3子(以降)の算定について

第1階層から第3階層に該当する世帯については、第2子、第3子(以降)の算定を行う際の兄、姉の年齢制限はありません。(ただし、生計を一にしている兄、姉に限ります) たとえば、大学2年生の兄、小学校4年生の姉のいる園児の場合は第3子となります。

第4階層から第6階層に該当する世帯については、小学校3年生までの兄、姉を有する園児を第2子、第3子(以降)として算定します。

○保育料補助金は今年度納入した保育料及びその他の納付金(施設維持管理費、冷暖房費等)の合計額、就園奨励費補助金は、今年度納入した入園料及び保育料の合計額を限度として、在園期間及び目黒区居住期間に応じて支給します。

○**幼児教育の無償化に伴い、2019年の幼稚園就園奨励費補助金については、2019年4月から9月(前期分)までが補助対象期間です。**就園奨励費補助金限度額表は半年額ベースの額であるため、**前期分の就園奨励費の計算に当たっては、『就園奨励費補助金(半年額)×前期分保育料の支払い月数÷6』で算定することとなります。**

○**10月からは就園奨励費が無償化事業補助金(幼児教育の無償化)に移行します。**10月以降の保育料補助金額、無償化事業補助金額については、詳細が確定し次第、説明書を各幼稚園に配布し、目黒区HPに掲載いたします。

【問い合わせ先】

目黒区役所 子育て支援部 子育て支援課 子育て支援係

〒153-8573

目黒区上目黒2-19-15

☎5722-9892(直通)